

「成年後見制度利用支援事業要綱」

（趣 旨）

第1条 この要綱は，成年後見制度の利用にあたり，必要となる費用を負担することが困難である者に対し，市町村（区）が行う助成について定めるものとする。

（対象者）

第2条 助成の対象者は，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条，知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき，市町村長（区長）が成年後見等開始審判申立を行う者のうち，次のいずれかに該当するものとする。

- 一 生活保護を受けている者及びこれに準ずる者
- 二 その他当該開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると市町村長（区長）が認める者

（対象費用）

第3条 助成対象費用は，成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人，保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部（以下「審判申立費用」という。）とする。ただし，成年後見人等の報酬助成の金額は，家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

2 成年後見人等の報酬助成額は，特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を，その他の者については月額28,000円を基準とする。

（審判申立費用等の助成）

第4条 市町村長（区長）は，本人の資産の状況を調査して，審判申立費用等の助成を行うものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第5条 審判申立費用等の助成を受けている者の成年後見人等は，本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には，速やかに市町村長（区長）に報告しなけ

ればならない。

(助成の中止)

第6条 市町村長(区長)は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減する。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項及び様式等は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月より施行する。

## 成年後見制度利用支援事業要綱注釈

### 第2条（対象者）

助成を受ける対象者は、成年後見制度の利用において必要となる費用（申立に要する費用及び成年後見人等の報酬等）を負担することが困難である者です。

一の生活保護受給者は、これらの費用が保護費として給付されないため、これを賄える資力はないと認められますので、当然含まれる者としての例示です。

費用負担が困難か否かは、市町村長の判断になりますが、申立に要する費用は、本人に資力がある場合は、費用負担命令により償還されることになりすし、成年後見人等の報酬（報酬決定がなされるのは通常は、半年ないし1年後です。）についても、開始審判の後に本人に資力があることが判明すれば本助成を中止すればいいわけですから、困難か否かの判断を厳密にする必要はありません。直ちにこれら費用を準備できる十分な余裕のある者は除くという程度の判断で足りま

す。

具体例を挙げます。

#### 不動産所有者

自宅不動産はもちろん、遊休不動産がある人でも、これらを直ちに売却して費用を準備するということは実際には困難ですので、対象者から除外することは相当ではありません。

成年後見人等が選任され、遊休不動産を売却したことにより費用負担が可能となった場合には、その時点で助成を中止すれば足りま

#### 年金受給者

年金は、本人が生活する上で必要なものとして給付されるものですので、基本的には全額が生活のために使用できると考え、対象者から除外する必要はありません。

ただし、基礎年金のみではなく、厚生年金や共済年金等の給付があり、生活する上で余裕があると認められる場合は、対象者から除外されます。

#### 預貯金を有する者

相当の預貯金を有する場合は、基本的には助成の対象者から除外されることになりま

す。

ただし、預貯金があるというだけで、一律に助成の対象外とすることは相当ではなく、本人の収入状況や生活状況から今後預貯金を取り崩していかなけれ

ばならない場合や、あるいは緊急の入院費用や葬儀費用などのため一定の預金は確保しておくことが認められるべきですから、社会的に相当と考えられる程度の預貯金（例えば100万円程度）しかない場合には、助成を認めるべきです。

### 第3条（対象費用）

開始審判申立に要する費用としては、申立印紙代、郵券代、登記印紙代、鑑定費用であり、鑑定費用額によって金額は変わりますが、概ね5万円から10万円程度です。

成年後見人等の報酬は、本人の資産状況に鑑み、成年後見人等が行った職務に対し、家庭裁判所が決定します。本人に資力が無い場合は、本事業利用者であることを裁判所に伝えておくことにより、事実上助成額の範囲内で報酬決定がなされることとなります。

なお、2003（平成15）年2月12日付の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料から、在宅の場合は月額28,000円、施設入所の場合は月額18,000円という参考単価が提示されておりますが、あくまで参考単価であり、これに拘束されるものではありません。

前述のとおり、報酬額は裁判所が決定しますので、例えば助成の上限を月額5万円と設定した場合でも、裁判所は後見人が行った職務内容から月額3万円が相当と判断すればその額の決定になりますので、助成額も3万円ということになります。裁判所は、助成額の範囲内で決定することになりますから、上限を超える報酬決定がなされることはありません。

### 第4条（審判申立費用等の助成）

助成は、本人の資産の状況に応じて行うこととなりますので、一応本人の資力調査が必要となります。

しかし、第2条でも解説したとおり、厳密な資力調査が必要なわけではありません。公的年金額や預貯金の残額等分かる範囲で調査をすれば足ります。次条で述べるとおり、成年後見人等に資産状況及び生活状況の報告義務を課しますので、それに基づいて爾後の助成を判断すればいいわけです。

### 第5条（成年後見人等の報告義務）

成年後見人等には、本人の資産状況及び生活状況の報告義務を課します。

成年後見人は、就任後1か月で財産目録を調整し今後の支出予定の計画をたてなければなりませんので、遅くとも就任後2～3か月後には報告を求めることが可能と考えられます。

この報告により資力のあることが判明したり，遊休不動産の売却等により後に資力が生じた場合には，助成額を0とし，あるいは助成を中止することになります。

#### 第6条（助成の中止）

成年後見人等の報告やその後の調査により，本人の資産状況や生活状況の変化又は本人の死亡等により助成の理由が消滅したと認められるときは，助成を中止し，又は助成額を増減することができます。

これにより，必要な者に必要な額の助成をすることが担保されます。